

18 『衆方規矩』の編纂者の問題

遠藤 次郎・中村 輝子

『衆方規矩』は、今日でも、多くの人々に利用されている医方書であるにもかかわらず、不明な点が多い。その第一は本書が江戸時代を通してのベストセラーであったため、版種がすこぶる多く、書誌学的に繁雑である点である。第二は、編纂者の問題であり、一般には初代曲直瀬道三原著、二代目道三(玄朔)増補といわれているが、実際には本書に編纂者の名は記されていない。本発表では、原編纂者の問題について検討をおこなった。

江戸時代の書籍目録では『衆方規矩』の編者を「道三」と記し、『衆方規矩』の別名である『百卅方』の編者を「玄治」と記している。このことから、『衆方規矩』の編纂者は道三か岡本玄治であろうと推測された。ことに岡本玄治(一五八七—一六四五)は、最も古い『衆方規矩』(二六五八)(以下『衆方規矩』)の跋文に附された

寛永十三年(一六三六)には存命であり、直接編纂に関与した可能性が高い。

江戸の書籍目録では「百卅方、玄治」に併記して「七十方、玄治」とあり、両書の関連性がうかがわれた。『七十方』は玄治の『燈下集』の別名であることから、『衆方規矩』と『燈下集』の内容の比較検討をおこなった。

①『燈下集』は七〇の基本処方を選び、『衆方規矩』は一二〇の基本処方を選ぶという点で編纂の意図が共通している。両書の五五処方が共通している。②両書の医案の部分がしばしば一致する。③両書ともに処方名を「九文(敗毒散)」「和腹(三和散)」「医王(補中益気湯)」などと、特殊な表現をとっている。これらの特殊な処方名は玄治の関連医書にしか見出せない。①～③の共通点から、『衆方規矩』は『燈下集』と同様に、岡本玄治関連の医方書であると推定された。

次に、『衆方規矩』を内容の面から検討したい。『白文衆方規矩』『参考衆方規矩』(二六九四)には全処方出典が記されており、これらを参考にしながら再検討する

と、『衆方規矩』の一二〇処方中の七割以上の処方が『万病回春』（一五八七）をはじめとする龔廷賢の医方書からの引用であることが判明した。引用された龔廷賢の著作のうち、『寿世保元』（一六一五）と『濟世全書』（一六一六）の中国における出版は初代道三の没年（一五九四）より後である。このことから、『衆方規矩』の初代道三著作説は完全に否定される。

次に玄朔との関連を検討したい。『衆方規矩』が最も数多く引用している『万病回春』が日本に輸入されたのは玄朔の時代であり、現在でも慶長一二年（一六〇七）に玄朔により出版された『万病回春』が存在する。また、玄朔の晩年の医書、『旧新雜方』（二六二二）、『医方繩墨』（二六二二）、『医法権衡』（二六二九）には『万病回春』がしばしば引用されている。ただし、これらの医方書は、玄朔が初代道三から継承した「旧方」と『万病回春』などの新渡来の「新方」との「雜方」から成り、『衆方規矩』のように後者が大半を占めることはない。また、龔廷賢の医書『寿世保元』『濟世全書』からの引用はみられない。したがって、玄朔が直接『衆方規矩』

を編纂したとは考えられない。

『万病回春』と玄朔、玄治との関連を示す興味深い話が桐井玄淑の『本朝名医略記』にみられる。ここでは、玄朔が玄治に対して、新渡来の『万病回春』を「吾が有となすべし」として与えたことを記している。

以上の点を総合すると、『衆方規矩』は玄朔の医学を継承した岡本玄治の段階で編纂されたと見るべきであろう。ただし、玄治自身の著書が存在しないことを考え合わせると、『衆方規矩』は、啓迪院（玄朔から玄治に継承された教場）での玄治の講義を基に、弟子達が編纂した、とみるのが妥当であろう。

本研究は、本学卒研究生、井原綾子さんの協力を得、科学研究費補助金特定領域研究「我が国の科学技術黎明期資料の体系化に関する調査・研究」（一四〇二三一〇四）の一環で行った。

（東京理科大学 薬学部 漢方研究室）